



令和3年8月20日

精華町教育委員会
教育長 川村 智 様

精華町教育委員会所管施設
指定管理者評価委員会

委員長 石倉 研



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果
について

精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者が行う下記施設の管理運営状況等について審査及び評価を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 指定管理者の名称
特定非営利活動法人精華町スポーツ協会
- 2 公の施設の名称
精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設
①精華町立体育館・コミュニティーセンター
②打越台グラウンド・テニスコート
③池谷公園多目的コート
④木津川河川敷多目的広場
- 3 指定期間
平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間
- 4 審査及び評価対象期間
令和2年度実績
(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間)
- 5 審査及び評価方法
指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査するとともに評価を実施した。本委員会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものと考えらる。なお、本委員会は、令和2年度における指定管理者業務運営実績に対する審査及び評価を実施するものである。
- 6 審査及び評価結果

当該施設の管理運営業務に係る令和2年度実績については、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。

なお、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として引き続き検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

【評価した点】

- ①指定管理者は、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）を活用して、効果的な情報発信に努め、利用者増加の取組を積極的に行っている。
- ②むくのきセンターアリーナ当日コート貸しやテニスコートの夏季早朝開放、窓口受付時間の拡大など、施設の利便性向上の取組を継続して実施されている。
- ③生涯学習拠点施設としての役割を十分に理解し、生涯スポーツ・文化の振興及び利用者サービス向上のため各種スポーツ教室や文化教室などの自主事業に積極的に取り組んでいる。
- ④教育委員会からの臨時休館等の要請に応じるなど新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行い、利用者の安全安心を確保し、また、利用料金等の減収を自助努力により国等の補助金・支援金で補填し、安定運営ができています。

【検討を要する意見】

- ①今後においても利便性の向上や施設利用者数増加に資するよう、ホームページやSNSを活用して情報発信に努めるとともに、コロナ禍における自主事業等の充実のためオンライン活用や屋外施設の積極利用等引き続き工夫して取り組まれない。
- ②教育委員会と指定管理者は、むくのきセンターの展示コーナー等のスペースを活用し、町民が歴史や文化を学ぶ機会とするなど、施設がより生涯学習の拠点として町民に親しまれるような取組を進められたい。
- ③教育委員会は、今後も指定管理者と連携して各施設の経年劣化等の状況を的確に把握し、計画的修繕に必要な財源確保に努められたい。
- ④教育委員会は、指定管理者と連携し、むくのきセンター運営に当たり、新型コロナウイルス感染症対策、防犯対策、災害対応などについて、時代の変化に即応し、利用者の安全安心の確保に最大限努められたい。